

建築にあたっての事前届出書  
(変更届出書)

令和 年 月 日

神戸市長 宛

住所 \_\_\_\_\_

届出者 氏名  
(建築主)

(法人にあつては、  
名称及び代表者名)

印

電話 ( ) - \_\_\_\_\_

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第5条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。  
(第5条の3)

代理者の資格、 氏名、事務所名 及び所在地等	( ) 建築士 ( ) 登録第 _____ 号 氏名	印
	( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 _____ 号 名称	
	住所 _____ 電話 ( ) - _____	
建築物の敷地の 所在及び地番	神戸市 _____ 区 _____	
確認申請先(予定)	<input type="checkbox"/> 神戸市建築主事 <input type="checkbox"/> 指定確認検査機関(名称 _____)	
特記事項 (変更内容)	(変更の届出の場合 事前届出書の受付年月日及び番号 平成・令和 年 月 日 第 _____ 号)	

※受付日及び番号 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号

※関係課 処理欄	添付図書又は書面 (要・不要)	
	<input type="checkbox"/> 開発・宅造関係調書 (市・調) <input type="checkbox"/> 土地区画整理法第76条許可申請書 <input type="checkbox"/> 都市計画法第53条・第65条許可申請書 <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____	
	地区計画 指導課	都市局 事業管理課 景観政策課 まち再生推進課
	建設局 管理課(道路) 計画課(公園)	環境局 業務課
指定建築物 その他判定(建築指導部)	港湾局 空港調整課 経営課	保健福祉局 障害福祉課 生活衛生課

※建築住宅局建築指導部処理欄										※都市局指導課処理欄											
令和	年	月	日	課長	道路	整備	指導	建築環境	建築安全	設備	ビル防災対策	建築調整	指定機関指導	令和	年	月	日	課長	係長	担当	
					②	④	⑥	⑧	⑩	⑫	⑭	⑮	⑰								
					①	③	⑤	⑦	⑨	⑪	⑬	⑯	⑱								

備考 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。  
 2 個人が届出をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。  
 3 同一敷地における、建築物と工作物の届出は別にして下さい。  
 4 変更の届出をする場合は、変更の内容並びに事前届出書の受付の年月日及び番号を特記事項の欄に記入して下さい。  
 また、第三面、図面の変更箇所マーキングをして下さい。  
 5 ※の欄は、記入しないでください。  
 6 添付図書として、次の図書を添え提出してください。(図書はA4版またはA3版で作成してください。)  
 (1)建築物(用途変更の場合も同様):建築確認申請書第3面の写し、付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図及び断面図(ただし、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物である場合は、立面図および断面図は必要ありません)  
 (2)工作物(建築基準法施行令第138条第1項、第2項(第1号を除く)及び第3項に掲げるもの):建築確認申請書第2面の写し、付近見取図、配置図、平面図又は横断面図、側面図又は縦断面図



届出事項に関する通知書

※令和 年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、  
名称及び代表者名)

様

神戸市長 久元 喜造 印

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第5条の2第1項又は第5条の3第1項の規定による以下の届出については、本通知に添付の図書又は書面に明示されている事項に関し、同条例第5条の2第3項又は第5条の3第2項の規定により、次のとおり通知します。

必要書類 (要・不要)

- 開発・宅造関係調書 (市・調)
- 土地区画整理法第76条許可申請書
- 都市計画法第53条・第65条許可申請書
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_

※  裏面, 別紙のとおり, 意見を付します。

意見ありません。

( )

建築場所  
(所在及び地番)

神戸市 区

※事前届出書の  
受付日及び番号

第 号

備考 1 ※の欄は, 記入しないでください。

2 添付図書として, 次の図書を添え提出してください。(図書はA4版またはA3版で作成してください。)

- ・建築物(用途変更の場合も同様): 建築確認申請書第3面の写し、付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図・断面図(ただし、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物である場合は、立面図および断面図は必要ありません)
- ・工作物(建築基準法施行令第138条第1項、第2項(第1号を除く)及び第3項に掲げるもの): 建築確認申請書第2面の写し、付近見取図、配置図、平面図又は横断面図、側面図又は縦断面図

